

令和7年度 京都市立市原野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

特に、児童の問題行動等の発生を未然に防止するため、令和4年12月に改訂された生徒指導提要に示された内容に基づき、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達指示的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を学校全体で充実させる。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 市原野小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権主任・学年主任・養護教諭・
スクールカウンセラー（緊急対応の場合はこの限りではない）

ウ 開催時期

定例委員会は、第1木曜日に開催。（緊急対応の場合はこの限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。

- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
 - ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
 - ・関係機関、専門機関との連携対応。
- (会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、8月、1月に行う生徒指導研修会時に実施する。内容は、「市原野小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」などを基本とし、状況に応じて必要性・重要性の高い内容を選ぶ。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・チーム担任制による専門性を生かした授業づくりを進める。

イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・休日参観で全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- ・たてわりによる異学年の交流をさらに充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・たてわり活動に取り組むことを通して、思いやりの心の大切さに気づかせる。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。

キ その他

- ・学校評価アンケートを年に 2 回実施し、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C A サイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを 6 月、 11 月に実施。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、学校が楽しくないと感じている児童と個人面談を行い、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

6 月と 11 月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

ウ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改

善及び再発防止に向けた取組を進める。

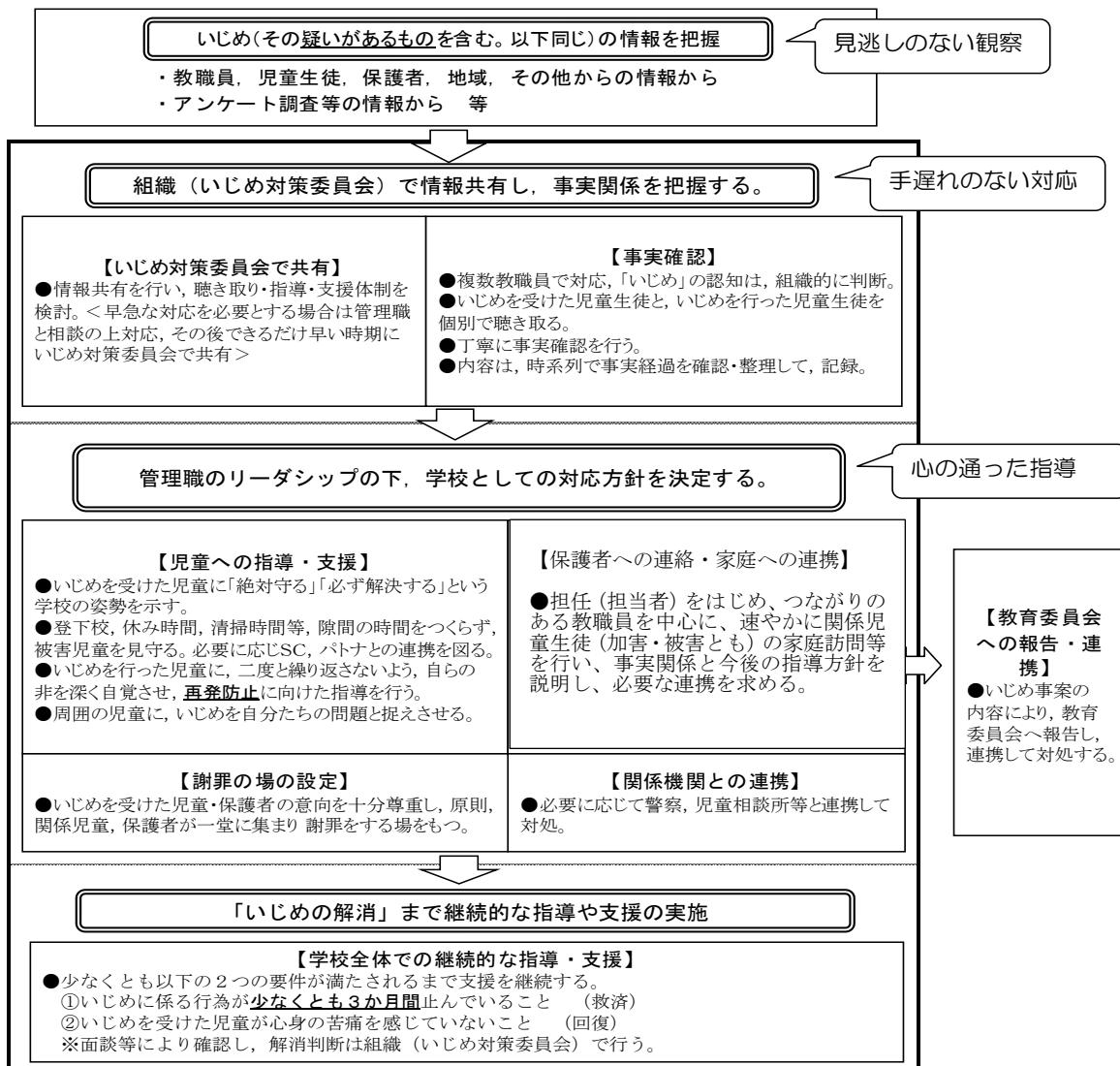
(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含む）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・丁寧に実態を把握して、家庭との連携をとり、慎重に指導を進める。

いじめ事案に対する組織的な対応の基本的な流れ



5 重大事態への対処

*重大事態とは…

- ・ 重大事態とは “いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又は “いじめにより不登校を余儀なくされている” 疑いがある段階を指す。
- ・ 重大事態の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

*重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切に対応できるように、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は、法において、①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき、②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されているが、児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたと申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

- ・ 市原野小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「市原野小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・ いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・ 平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修など	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発
4	職員会議 ・生徒指導計画、決まりについて 職員会議後の定例の情報交換 個別の指導計画作成に向けたケース会議 生徒指導研修会	統合式・着任式 始業式・入学式 学級開き 1年交通安全教室 4年自転車教室 GIGA 開き		統合式・入学式 授業参観・懇談会 修学旅行説明会 学校の決まりを HP に掲載 学校運営協議会
5	いじめ対策委員会 左北のWAによる情報交換	憲法月間（いじめ対策委員メンバー紹介） 1年生を迎える会	教育相談会	教育相談会 学校だよりへの「本方針」の掲載
6	いじめ対策委員会 個別の指導計画作成に向けたケース会議	修学旅行 薬物乱用防止教室	第1回いじめに関するアンケートの実施（記名式） 学校評価アンケート実施（児童・保護者・教職員） 教育相談週間	休日参観
7	いじめ対策委員会 学校評価アンケートの考察・分析① 学校いじめ防止プログラムの見直し① 生徒指導研修会	6年非行防止教室 京都モノづくりの殿堂・工房学習 5・6年デジタルシティズンシップ① 1学期終業式	クラスマネジメントアンケート	個人懇談会
8	小中合同夏季研修会 生徒指導研修会	2学期始業式		
9	いじめ対策委員会	授業参観		授業参観・懇談会 花背山の家保護者説明会
10	いじめ対策委員会 学校いじめ防止プログラムの見直し②	同和単元学習指導 スポーツフェスタ 5・6年デジタルシティズンシップ② 宿泊学習花背山の家		
11	いじめ対策委員会	就学時健康診断	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式） 学校評価アンケート実施（児童・保護者・教職員） 教育相談週間	
12	いじめ対策委員会 個別の指導計画作成に向けたケース会議	人権月間 洛北のWA 2学期終業式	クラスマネジメントアンケート	個人懇談会
1	いじめ対策委員会 生徒指導研修会	3学期始業式 5年デジタルシティズンシップ③		人権学習の授業参観・学年懇談会
2	いじめ対策委員会	アートフェスタ		授業参観・学級懇談会 入学説明会

3	いじめ対策委員会 学校関係者による評価	6年生を送る会 卒業証書授与式 6年デジタルシテ ィズンシップ③		学校運営協議会
---	------------------------	---	--	---------